



島根県報

平成17年3月29日(火)
号外第19号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

教委規則

| | | |
|---|----------|---|
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | (教育庁総務課) | 1 |
| 島根県教育庁事務処理規則の一部を改正する規則 | (") | 2 |
| 島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 | (") | 2 |
| 島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則 | (") | 3 |
| 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 | (") | 5 |
| 島根県立高等学校規程の一部を改正する規則 | (高校教育課) | 6 |

教委訓令

| | | |
|-----------------------|----------|---|
| 島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正 | (教育庁総務課) | 6 |
| 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 | (高校教育課) | 7 |

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第10号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第9の5中「安来市立十神小学校」を
 「同 八雲小学校
 同 玉湯小学校
 同 宍道小学校
 安来市立十神小学校」

「同 鹿島中学校
 同 八雲中学校
 同 宍道中学校
 安来市立第一中学校」

に、「仁多町立」を「奥出雲町立」に、「横田町立横田中学校」を「同 横田中学校」に改め、「八雲村立八雲小学校」、「玉湯町立玉湯小学校」、「宍道町立宍道小学校」、「鹿島町立鹿島中学校」、「八雲村立八雲中学校」及び「宍道町立宍道中学校」を削る。

別表第10中「吉田村立」を「雲南市立」に、「仁多町立」を「奥出雲町立」に、「横田町立馬木小学校」を「同馬木小学校」に改める。

別表第10の2中 島根町立野波小学校
 「安来市立井尻小学校
 同 野波小学校
 同 美保関東小学校
 安来市立井尻小学校」

「横田町立鳥上小学校」を「同 鳥上小学校」に改める。

別表第10の3中「美保関町立」を「松江市立」に、「仁多町立」を「奥出雲町立」に、「横田町立八川小学校」を「同八川小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第11号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第75条の2中「全国高校総体推進室」を「全国高等学校総合文化祭推進室」に改める。

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|----------------|---|------|-------|-----|----|
| 別表第1中 | 「 | 高校教育課 | 島教高 | を | 「 | 高校教育課 | 島教高 | に、 |
| | 義務教育課 | 島教義 | 全国高等学校総合文化祭推進室 | | 島教高文 | | | |
| | 」 | 」 | 義務教育課 | | 島教義 | 」 | | |

| | | | | | | | |
|---|-----------|------|---|-------|-------|-----|----|
| 「 | 保健体育課 | 島教保 | を | 「 | 保健体育課 | 島教保 | に、 |
| | 全国高校総体推進室 | 島教総体 | | 生涯学習課 | 島教生 | | |
| | 生涯学習課 | 島教生 | | 」 | 」 | | |

| | | | | | | | |
|---|-----------|-----|---|-----------|-----|----|-------|
| 「 | 博物館 | 島博 | を | 「 | 博物館 | 島博 | に改める。 |
| | 八雲立つ風土記の丘 | 島風丘 | | 石見美術館 | 島石美 | | |
| | 」 | 」 | | 八雲立つ風土記の丘 | 島風丘 | 」 | |

| | | | | | |
|-------|-----|---|------------|-----------|---|
| 別表第3中 | 室長印 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島根県教育 庁全国高校 総体推進 室長印 </div> | 20ミリメートル平方 | 全国高等総体推進室 | を |
| | | | | | |

| | | | | |
|-----|--|------------|--------------------|-------|
| 室長印 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 島根県教育 庁全国高等 学校総合文 化祭推進 室長印 </div> | 20ミリメートル平方 | 全国高等学校総合文 化祭推進室 | に改める。 |
| | | | | |

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第12号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前までに」を「、あらかじめ」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第13号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の見出し中「分課」を「設置」に改め、同項の表以外の部分中「、班、係」を削り、同項の表を次のように改める。

| 課 等 | グループ又はスタッフ |
|----------------|-----------------------------------|
| 総務課 | 企画調整スタッフ、総務広報グループ、給与グループ、予算経理グループ |
| 教育施設課 | 施設・助成グループ、技術指導グループ |
| 高校教育課 | 高校教育振興グループ、企画人事グループ、高等学校指導グループ |
| 全国高等学校総合文化祭推進室 | 総務広報グループ、部門運営グループ、企画式典グループ |
| 義務教育課 | 義務教育振興グループ、企画人事グループ、小中学校指導グループ |
| 保健体育課 | スポーツ振興グループ、体育・健康教育グループ |
| 生涯学習課 | 生涯学習推進グループ、社会教育振興グループ |
| 人権同和教育課 | 同和対策スタッフ、調整グループ、指導グループ |
| 文化財課 | 文化財保護スタッフ、文化財グループ |
| 古代文化センター | 調査研究スタッフ、歴博・古代研グループ、学芸普及グループ |
| 福利課 | 保健スタッフ、管理グループ、福祉グループ |

第 6 条第 2 項の表中「又はセンター」を削り、同表高校教育課の項中「県立学校再編成推進室」を「県立学校改革推進室」に改める。

第 7 条教育施設課の項第 4 号から第 6 号までを次のように改める。

- (4) 市町村立学校及び社会体育施設の施設整備に関する技術指導に関すること。
- (5) 学校及び社会体育施設の施設整備に関する国庫負担（補助）事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費を除く。）に関すること。

第 7 条高校教育課の項を次のように改める。

- (1) 県立学校の教育職員の任免等及び服務に関すること。
- (2) 県立学校の教育職員の定数に関すること。
- (3) 県立学校の教育職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

- (4) 公立の専修学校及び各種学校の設置、廃止等に関する事。
- (5) 県立学校の管理及び運営に関する事。
- (6) 高校教育に係る指導に関する事。
- (7) 高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- (8) 高等学校の教育職員の研修に関する事。
- (9) 高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。
- (10) 高等学校の入学者選抜に関する事。
- (11) 県立学校及び特殊学級の児童及び生徒の就学奨励に関する事。
- (12) 水産練習船に関する事。
- (13) 高等学校等奨学事業に関する事。
- (14) 県立教育センターに関する事。
- (15) 小中学校及び高等学校教育における芸術及び文化活動の予算編成に関する事。
- (16) 県立学校の再編成に関する事(県立学校改革推進室)。
- (17) 高等学校の通学区域の指定に関する事(県立学校改革推進室)。
- (18) 県立学校改革の企画に関する事(県立学校改革推進室)。
- (19) 特殊教育諸学校、特殊学級及び通級による指導の対象となる幼児、児童及び生徒の教育に係る教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関する事(特別支援教育室)。
- (20) 通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)及び高機能自閉症等発達障害を含め、障害のある幼児、児童及び生徒の教育(以下「特別支援教育」という。)に係る指導及び助言に関する事(特別支援教育室)。
- (21) 特別支援教育に係る学習指導及び進路指導に関する事(特別支援教育室)。
- (22) 幼児、児童及び生徒の就学指導に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)(特別支援教育室)。
- (23) 特別支援教育担当教育職員の研修に関する事(特別支援教育室)。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、高校教育及び特別支援教育に関する事。

第7条高校教育課の項の次に次の項を加える。

全国高等学校総合文化祭推進室

- (1) 全国高等学校総合文化祭島根大会の総務、広報に関する事。
- (2) 全国高等学校総合文化祭島根大会の部門運営に関する事。
- (3) 全国高等学校総合文化祭島根大会の企画、式典に関する事。
- (4) 小中学校及び高等学校における芸術及び文化活動に関する事(高校教育課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、全国高等学校総合文化祭島根大会に関する事。

前7条中全国高校総体推進室の項を削り、古代文化センターの項第2号中「歴史民俗博物館」を「古代出雲歴史博物館」に改める。

第8条中「、班、係」を削る。

第9条第1項中「分課及び内部組織」を「課等」に改め、同項の表中「分課及び内部組織」を「課等」に、

| | |
|------|-------------------------------|
| 室長 | 上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。 |
| 室長補佐 | 室長を補佐する。 |

を

| | |
|----|-------------------------------|
| 室長 | 上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。 |
|----|-------------------------------|

に改める。

第12条の表浜田教育事務所の項所管区域の欄中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

第13条第 2 項中「グループ」を「グループ及びスタッフ」に改める。

第17条の 2 の表浜田教育センターの項中「教職員研修スタッフ」を「研修・相談スタッフ」に改める。

第19条の 7 を次のように改める。

(内部組織)

第19条の 7 生涯学習推進施設に内部組織として、総務広報グループ及び学習支援スタッフを置く。

第25条の 2 を次のように改める。

(内部組織)

第25条の 2 次の表の左欄に掲げる青少年社会教育施設の内部組織として、それぞれ同表右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

| 青少年社会教育施設 | グループ又はスタッフ |
|-----------|-----------------|
| 青少年の家 | 総務グループ、研修支援グループ |
| 少年自然の家 | 総務グループ、研修支援グループ |

第28条に次の 1 項を加える。

2 石見美術館は、益田市に置く。

第29条中「グループ」を「グループ及びスタッフ」に改める。

第30条第 2 項の表を次のように改める。

| 機 関 | 職 | 職 務 |
|----------|------|------------------------------|
| 松江教育センター | 部長 | 上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 浜田教育センター | 管理部長 | |
| 博物館 | 副館長 | |

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成17年10月 1 日から施行する。

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第14号

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第 1 条 島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (平成15年島根県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号、第 3 条第 1 項、第12条第 1 項、様式第 3 号添付書類の 1 及び様式第 9 号添付書類の 1 中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第12条第 3 項、様式第 1 号添付書類の 4 及び 8 並びに様式第 2 号添付書類の 1 中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立美術館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 島根県立美術館条例施行規則 (平成16年島根県教育委員会規則第28号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立石見美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 島根県立石見美術館条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(島根県立武道施設条例施行規則の一部改正)

第4条 島根県立武道施設条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類の6中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県立体育施設条例施行規則の一部改正)

第5条 島根県立体育施設条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類の6中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県立ライフル射撃場条例施行規則の一部改正)

第6条 島根県立ライフル射撃場条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類の6中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部改正)

第6条 島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則(平成16年島根県教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第1号添付書類の7中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第15号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程(昭和31年島根県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表島根県立飯南高等学校の項中「赤来町立」を「飯南町立」に、「頓原町立」を「飯南町立」に改め、同表島根県立吉賀高等学校の項中「六日市町立」を「吉賀町立」に改め、同表島根県立邑智高等学校の項中「邑智町立」を「美郷町立」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の2第1項の表島根県立吉賀高等学校の項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会訓令第1号

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則施行規程(昭和43年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、各班、各係」を削る。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会訓令第 2 号

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

第13条の 2 中「、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前までに」を「、あらかじめ」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

